

令和4年4月6日

保護者様

京都市立松原中学校
校長 笠原 光徳

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本市においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
- ※学校所在の中京区・下京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱を観測した場合の措置です。
- ※下校・降園後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校・園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

直ちに臨時休業とした上で、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまで、学校に待機とします。帰宅については、年度当初に記入いただく個人カードに従い、引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。